

## 国内希少野生動植物種の指定目標及び課題等について

### 1. 国内希少野生動植物種の指定目標

#### (1) 2013 年種の保存法改正時の附帯決議

五 希少野生動植物種等の指定は、科学的知見を最大に尊重して実施することとし、当面、二〇二〇年までに三百種を新規指定することを目指し、候補種の選定について検討を行うこと。<以下省略>

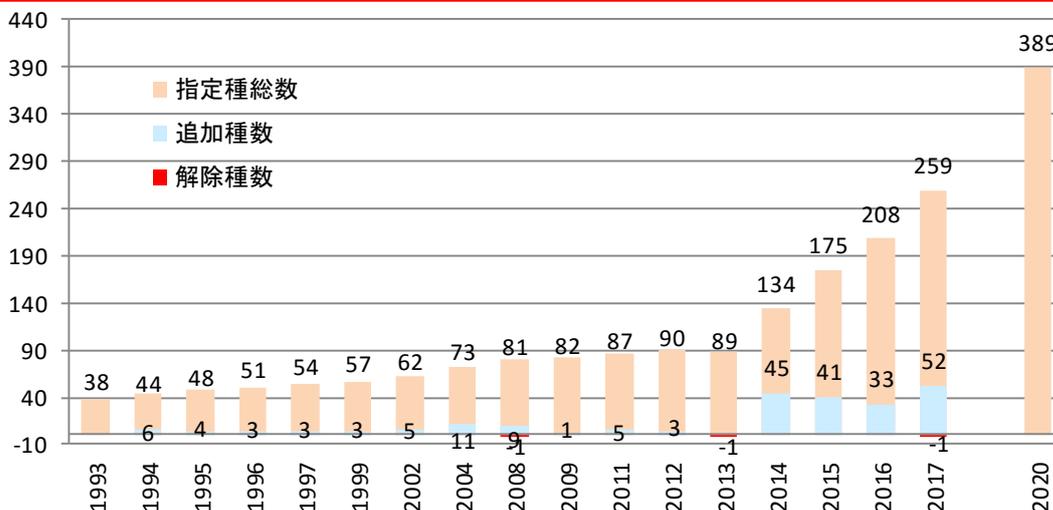
⇒ 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（2014 年環境省）に位置づけ

#### (2) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（2014 年環境省）

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、当面 2020 年までに 300 種の追加指定を目指し、必要性を踏まえて適切なペースで指定の推進を図る。

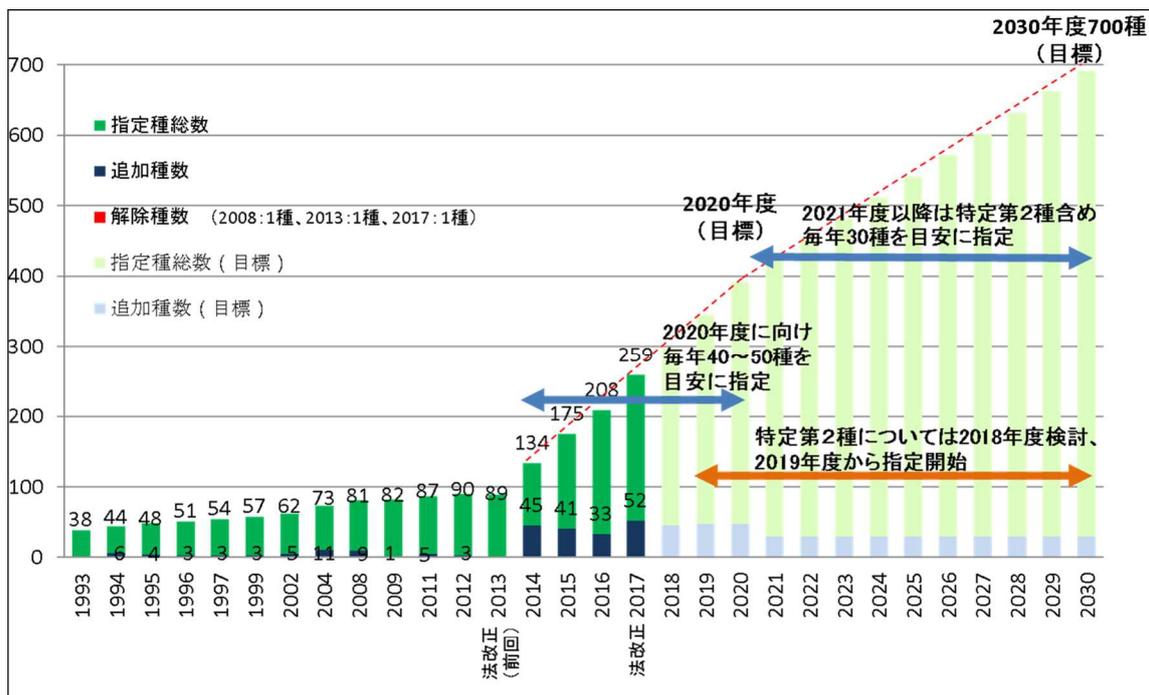
※本目標の達成のためには、年間 30～50 種程度の指定が必要。

- ・ 2014 年度以降、171 種を新規指定し、現在国内希少種は 259 種（本日の提案種を含めると 293 種）
- ・ 2018 年度～2020 年の 3 か年の間に残り 129 種を追加する必要（本日の提案種を含めると残り 93 種）



#### (3) 2017 年種の保存法改正時の附帯決議

四 国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、二〇三〇年度までに七百種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。



## 2. 国内希少野生動植物種の選定作業を進めるにあたって生じている課題等

### (1) 種指定に関する課題

#### ① 比較的指定しやすい種の指定を優先

- 種指定にあたっては絶滅危惧ランクの高い種を優先して指定作業を進めているが、種選定において課題がある種の選定が後回しになりがち。

#### <課題のある種の例>

- 個体の捕獲採取規制よりも（調整に時間を要する）生息地保全がより重要な種
- 標本が大量に存在する等個体の存続以外の部分での規制の影響が大きい種
- 生育地の保全のためには、種の殺傷・損傷を伴う管理行為が必要な種 等

### 国内希少野生動植物種のレッドリストカテゴリ別種数（2018年12月27日現在）

レッドリストカテゴリー		種数	割合
	絶滅 (EX)	2	0.8%
	野生絶滅 (EW)	1	0.4%
絶滅危惧種	絶滅危惧 IA 類 (CR)	148	57%
	絶滅危惧 IB 類 (EN)	57	22%
	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	21	8%
	絶滅危惧 II 類 (VU)	23	9%
	準絶滅危惧 (NT)	5	2%
	情報不足 (DD)	2	0.8%
合計		259	—

## ②対策効果の観点から必ずしも優先度の高くない種の選定

- ・一般には馴染みのない、認知度や関心の高いとは言い難い種の選定が増加。
- ・既に他法令や条例等で規制されている種も一部指定。なお、自治体等が保全対策から手を引くこととなるとして、当該種の選定を断念した事例もある。

## (2) 国内希少野生動植物種の保全に関する課題

### ①新規指定種の保全対策が不十分

- ・年間 30-50 種の追加指定を優先して行っており、指定後の個別の種の適切な保全対策の実施は十分でない状況。
- ・指定種の増加数と比較すると、保護増殖事業計画の策定が進んでいない。
- ・民間団体等と連携した保全対策が十分でない状況。

### ②適切な情報の公開・提供の重要性

- ・希少種情報の取扱いには慎重な取扱いを要することから、情報の公開・提供は慎重にならざるを得ない一方で、種の保全に向けた希少種情報の有効活用が不十分。
- ・種数の増加に伴い、開発時に配慮を要する機会が増加する一方で、当該種への配慮に向けた分布情報等を適切に提供できる体制になっていない。

### ③特定第2種国内希少野生動植物種制度の発足

- ・特定第2種は、捕獲採取圧の抑制ではなく、生息・生育地保全等の保全対策が重要であり、捕獲採取規制以外の適切な保全対策の実施が求められる。

## 3. 今後の方針（案）

- ・現在進めている種指定に際し生じている課題等について整理した上で、今後、科学委員会の場を活用し、2021年以降の種指定の進め方や指定された種の保全対策等について検討。
- ・300種追加目標の目標年である2020年度までに、2021年以降の種指定の進め方等について整理し、その結果は、適宜次期生物多様性国家戦略に反映。